

2019年9月24日

令和元年台風第15号による災害により被害を受けられました皆様へ

みらい少額短期保険株式会社

令和元年台風第15号による災害により被害を受けられました多くの皆様に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口にて、ご契約者の皆様からのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

どのような些細な事でも結構ですので、是非ご相談ください。

○ 災害救助法適用に伴う特別措置のご案内 ○

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」及び「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までご連絡ください。

⇒ **弊社担当窓口：フリーダイヤル 0120-651-051（受付時間：平日 9:30～17:00）**

災害救助法適用の状況

適用都道府県	適用市町村	法適用日
東京都	島しょ大島町（とうしょおおしままち）	2019年9月8日